

# 栄 養 士 憲 章

制定 昭和57年6月17日

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実践を期するものである。

## 〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

## 〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

## 〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるために常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

## 〔融和と連繋〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の充実のため、社会との融和と連繋に努める。

## 〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責任を全うする。